



法第3条、第4条、第5条および第14条に基づく調査結果の報告件数の推移

環境省は先月23日、10年度の土壤汚染対策法施行状況等調査結果を公表した。形質変更時の届け出義務付けなど調査の契機を拡大した改正法施行後初の結果。土対法に基づく調査結果の報告件数は、前年度に比べて220件増の519件となり、同法がカバーする土壤汚染の範囲が格段に増加した結果となった。なお調査の結果、要措置区域に指定された件数は45件、形質変更時要届出区域に指定された件数は230件となり、区域指定の件数も前年度に比べ136件も増えている。

土壤汚染状況調査について見ると、有害物質使用特定施設の使用廃止時に調査を求める3条に基づき、調査については、有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数は89件、調査結果が報告された件数は685件となつた。一方、法改正で新たなる270件に対し調査命令が発出され、225件について調査結果が報

告されている。なお、調査命令が出た270件のうち、12件が自然由来によるものとなっている。地下水汚染などが確認され、飲用リスクが高い場合に調査命令が発出される条に基づく調査については0件だった。

都道府県知事などが土地所有者からに出す指不措置の関係を見ると、措置の指示は42件となってい。指示の内容（1カ所で複数の指示あり）を見ると、直接採取リスクに対する「盛土」2件、掘削除去」1件となる。地下水などの採取によるリスクに対しては、「水質測定」30件、「原位置封じ込め」14件、「遮水工封じ込め」が10件となつてある。指不措

## 区域指定も136件増える

# 調査報告220件増の519件に

土対法改正後初 環境省が10年度施行状況調査

件数は11件、形質変更時要届出区域への指定変更件数は1件となってい。直ちに汚染による健康リスクがない場合などに適用される形質変更時要届出区域の指定は230件、形質変更時要届出区域の解除は86件、要措置区域への指定変更が5件となっている。

また、自主的な調査結果に基づく区域指定の申請を認める14条関係について見ると、申請件数は89件となっている。10年度に指定された要措置区域等を有害物質の項目別に見ると、VOCでは「テトラクロロエチレン」(27件)、「ジスー、2-ジクロロエチレン」(24件)、「トリクロロエチレン」(24件)の順に、重金属などは鉛(141件)、「フッ素」(109件)、「ヒ素」(81件)の順に

対しては、「盛土」2件、「掘削除去」1件となる。地下水などの採取によるリスクに対しては、「水質測定」30件、「原位置封じ込め」14件、「遮水工封じ込め」が10件となつてある。指不措置の関係を見ると、要措置区域に区分する都道府県などがリスク別に見ると、要措置区域の指定件数は45件、解除件数は11件となる。直ちに汚染による健康リスクがない場合などに適用される形質変更時要届出区域の指定は230件、形質変更時要届出区域の解除は86件、要措置区域への指定変更が5件となっている。

置などを講じていないと認められた場合の命令はなかった。